

生徒会本部役員選挙規定

- 第1条 生徒会役員選挙一切の権限を選挙管理委員会がもつ。
- 第2条 選挙管理委員会は、各学級より選出された選挙管理委員1名で構成され、委員の任期は前期とする。
- 第3条 選挙管理委員会は、互選により委員長1名、副委員長1名、書記2名をおく。
- 第4条 選挙管理委員は、委員のまま生徒会役員に立候補できない。また他のいかなる立候補者の選挙運動にも参加することができない。
- 第5条 選挙管理委員会てなすべき主な仕事は次の通りである。
- ① 選挙の公示
 - ② 立候補の受付および候補者名簿の発表
 - ③ 各演説会の計画と実施、ポスター等の枚数制限、掲示方法、その他、選挙を活発かつ公正にするため各種の処理の決定
 - ④ 投票用紙の作成と投票所の決定
 - ⑤ 開票とその結果の確認および公示
 - ⑥ 新役員の紹介
- 第6条 選挙管理委員会は、投票日の少なくとも15日以前に公示を行い、役員に立候補する者は、公示後10日以内に届け出を原則とする。
- 第7条 生徒会役員選挙権および被選挙権は西谷中学校の生徒のみがこれをもつ。
- 第8条 選挙は会長、副会長、書記、会計のそれぞれについて無記名秘密投票で行う。
- 第9条 立候補者および選挙人は、下記の要項内で選挙運動をする自由を妨げられない。
- ① 授業のさまたげにならない。
 - ② 文書、演説等について選挙管理委員会の指示に従う。
- 第10条 当選者がこの選挙規定にそむいた場合は、選挙管理委員会はこれを審議し処理を決定することができる。ただしこの決定には、何らかの方法による全生徒の承認を必要とし、その承認は全生徒の2/3以上の多数決によるものとする。
- 第11条 立候補者が定数と同じ時は信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって信任とする。
- 附 則
- 第12条 この規定は、生徒会会則第6章、特に27条、28条、30条、31条、32条に基づいてこれを設ける。
- 第13条 この規定の変更には、全校委員会における2/3以上の多数決による承認を必要とする。
- 第14条 この規定は全校委員会で承認されたときから効力を発する。